

奈良県告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和七年四月二十一日

奈良県知事 山下 真

一 施行者の名称

大和郡山市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・五・三〇三号三の丸線

三 事業施行期間

令和七年四月二十一日から令和十五年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

大和郡山市南郡山町地内

(二) 使用の部分

なし